

「せとうちエレジー～福山沼隈半島体験博～」

広報・情報発信業務に係るプロポーザル実施要領

事業の背景と目的

２０２５年（令和７年）の鞆未来トンネル開通により、鞆を中心とした沼隈エリア及び内海エリア等へのスムーズな周遊が可能となり、鞆から沼隈内海エリアへの観光消費を波及・増加の効果が期待される。

鞆を中心とした観光消費の波及・増加の効果を一層高めるため、①沼隈半島を一体化させた観光周遊エリアのブランディング及び情報発信とともに、②地域への観光消費の受け皿として、観光コンテンツ提供に参画する地域事業者の発掘・育成が必要である。

このたび、全国３０地域においても活用され、上記①②の効果も実証されている「オンパク手法」を取り入れ、「せとうちエレジー～福山沼隈半島体験博～」を実施する。

本業務は、２０２６年２月１日から３月２９日まで開催する「せとうちエレジー～福山沼隈半島体験博～」において効果的な広報・情報発信により、体験プログラムの参加を促進させ、地域の魅力発信力の強化及び観光消費の拡大を図ることを目的とする。

※「オンパク手法」とは

温泉博覧会に由来する手法で、大分県別府市で始まった「別府八湯温泉泊覧会（オンパク）」が原点である。

地域住民や事業者が主体となって、地域資源を活用した体験型プログラムを多数用意し、一定期間にわたって開催する体験博覧会の手法のことをいうもの。

1 業務概要

(1) 業務名

「せとうちエレジー～福山沼隈半島体験博～」広報・情報発信業務

(2) 業務場所

本業務における履行場所は、次のとおりとする。

ア 公益社団法人福山観光コンベンション協会（福山市西町２丁目１０番１号）

イ 受注者の所在地

ウ 発注者が指定した場所

(3) 業務内容

別紙「せとうちエレジー～福山沼隈半島体験博～」広報・情報発信業務委託仕様書のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結の日から2026年（令和8年）3月31日（火）まで

2 委託費

委託費の上限は1,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

3 選定方式及び契約方法

提案内容を書面審査により評価するプロポーザル方式によって受注候補者を決定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

4 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 市区町村税、消費税、地方消費税の滞納がない者であること。

5 参加申込の手続き等

(1) 連絡・提出先

〒720-0067 広島県福山市西町二丁目10番1号

公益社団法人福山観光コンベンション協会

電話 084-926-2649

FAX 084-926-0664

E-mail kyokai@fukuyama-kanko.com

(2) 選考スケジュール

公告	2025年（令和7年）11月14日（金）
実施要領等の配布期間	公告の日から同年11月27日（木）まで
質問書受付期間	2025年（令和7年）11月14日（金）から 同年11月19日（水）午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答 方法	2025年（令和7年）11月21日（金） 福山観光コンベンション協会ホームページに掲載

参加申込書の受付期間	公告の日から２０２５年（令和７年）１１月２７日 （木）午後５時まで
参加資格の結果通知	２０２５年（令和７年）１１月２８日（金）
企画提案書の受付期間	２０２５年（令和７年）１２月１日（月）から 同年１２月５日（金）午後５時まで
審査の結果通知	２０２５年（令和７年）１２月１０日（水）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

２０２５年（令和７年）１１月１４日（金）から同年１１月２７日（木）（土日祝日を除く。）

イ 配付場所

(1) に同じ。

※公益社団法人福山観光コンベンション協会ホームページ
(<https://www.fukuyama-kanko.com/>) からダウンロード可。

(4) 質問書の提出及び回答

質問は、次の手続きにより行うことができる。

ア 質問書提出期間

２０２５年(令和７年)１１月１４日（金）から同年１１月１９日（水）午後５時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（様式１）を当協会宛てに E-mail にて提出すること。

・提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

・件名に「せとうちエレジー～福山沼隈半島体験博～広報・情報発信業務に関する質問」とした上で送信すること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、２０２５年(令和７年)１１月２１日(金)に当協会ホームページに掲載する。

6 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

２０２５年（令和７年）１１月１４日（金）から同年１１月２７日（木）（福山市の休日を定める条例第１条第１項に規定する市の休日を除く）の午前８時３０分から午後５時までとする。

なお、郵送の場合も２０２５年（令和７年）１１月２７日（木）午後５時を必着とするので確実に届く届く方法とすること。また、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

(2) 提出場所

５(1)に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送

持参の場合は、受付期間のうち土・日を除く、午前8時30分から午後5時まで

郵送の場合は、11月27日（木）午後5時必着

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のア～コの書類を作成し、各1部を提出すること。

（ウについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。）

ア 「せとうちエレジー～福山沼隈半島体験博～」広報・情報発信業務委託プロポーザル受付票
（様式2）

イ 参加申込書（様式3）

ウ 実績報告書（様式4）過去5年以内の本業務に類似する実績について概要が分かる資料（契約書、報告書、新聞記事等）を添付すること。（写しでも可）

エ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書 写しでも可）

オ 納税証明書（本店の所在地の市区町村が発行するもの。写しでも可）

カ 納税証明書（国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納が無いことを証明したもの。写しでも可）

キ 印鑑証明書（原本）

ク 使用印鑑届（様式5）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）

ケ 委任状（様式6）（契約締結等に関する権限を支店長等に委任する場合に提出すること。）

コ 誓約書（様式7）

※当団体が必要とする場合は、追加資料を求める場合があります。

7 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

6で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知（様式8）

2025年11月28日（金）

参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

(2) 参加申込書の提出者がいない場合又は1者のみの取扱い

ア 参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 参加申込書の提出者は1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行う。

8 企画提案書の作成等

参加資格確認の結果、要件を満たしている旨の通知を受けた者は、次の項目について、企画提案

書を作成してください。企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦または横用紙、A3版折込可とする。

企画提案書は、原則片面印刷とし、文字の大きさは、10ポイント以上（図表は除く）、使用する言語は日本語、通貨は円とします。また、提出していただく7部のうち5部については、提案者が特定できる表記及び提案者が特定できるマーク社章は記入しないでください。

なお、企画提案書の評価については、「9 企画提案書の評価及び評価基準」のとおりです。

(1) 受付期間

2025年（令和7年）12月1日（月）から2025年12月5日（金）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵送の場合も2025年（令和7年）12月5日（金）午後5時必着となるので、確実に届く方法としてください。また、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

(2) 提出場所

5(1)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書提出書（様式9）	1部
イ 企画提案書	8部（社名あり1部・社名なし7部）
ウ 類似業務実績書	8部（社名あり1部・社名なし7部）
エ 会社概要書（既存のもので可）	1部
オ 見積書	1部
カ 業務実施体制（様式10）	8部

※当団体が必要と認める場合は、追加資料を求めることがあります。

※類似業務における成果物（広報物、企画書等）があれば、提出してください。

9 企画提案書の評価及び評価基準

8で提出された参加申込書の審査の後、企画提案書をもとに「せとうちエレジー～福山沼隈半島体験博～」広報・情報発信業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行う。

(1) 審査

ア 実施方法

「せとうちエレジー～福山沼隈半島体験博～」広報・情報発信業務に関するプロポーザル企画提案書評価項目及び基準（別紙）に基づき、書面審査を実施する。

イ 受注候補者の決定

評価委員会における評価が最も高い者を評価委員長が本業務の受注候補者として決定する。

評価点が基準点全体の 60%未満（評価委員の合計点の平均が 60%未満）の場合は交渉権者として選定しない。

参加者が 1 者のみであっても、評価点が全体の 60%以上であれば随意契約の交渉を行うものとする。

評価の合計点が同点となったものが複数ある場合は、見積書の金額の低い者を受注候補者とする。

(2) 審査結果の通知（様式 11）

ア 日時

2025 年（令和 7 年）12 月 10 日（水）

イ 実施方法

企画提案書の提出者全員に評価結果・選定結果を通知する。

なお、決定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として決定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、発注者と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行うこととする。

(3) 評価結果の公表

評価結果については当協会ホームページに公表する。

(4) 企画提案書の提出者が 1 者のみ又はいない場合の取り扱い

- ・企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。
- ・企画提案書の提出者が 1 者のみの場合は、評価委員会において受注候補者としての適否を審査することとする。

10 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て決定した受注候補者と業務内容について協議等を行い仕様書の内容を確定した後に、再度見積書を徴した上、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と発注者との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が 8 (4) で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次順位の提案者と契約交渉を行うものとする。

11 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- (4) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (5) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと認めた場合
- (6) 実施要領の内容に違反すると認めた場合
- (7) その他発注者の指示に違反する場合

1 2 その他の留意事項

- (1) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (6) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (7) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (8) 参加申込書及び企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を当協会に持参又は郵送により提出すること。
- (9) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (10) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ当協会との協議に基づいて決定するものとする。
- (11) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、当協会は契約を解除できるものとする。この場合、当協会に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (12) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して当協会は一切の責任を負わないものとする。
- (13) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領（募集要項）等の記載内容に同意したものとす
る。
- (14) 業務委託の実施にあたっては、関連法令を遵守すること。
- (15) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、当協会と協議の上、業務の委託をする

ことができる。